

## 体育施設の再開時の感染防止策チェックリスト

令和 年 月 日

利用団体名

### ①利用者が遵守すべき事項

- 感染予防対策のため、施設利用について、3つの密を回避し利用すること。
- 施設利用の際事前に接触確認アプリ「COCOA」のアプリダウンロードを行うこと。
- 同一時間帯の複数団体施設利用はできません。
- 施設ごとの同時時間帯での最大利用者数の制限を守ること
  - プール併用村民体育館(山中湖中学校体育館) 60名(半面の場合30名)
  - 住民児童体育館(山中小学校体育館) 45名
  - 東小学校体育館 45名
- 施設利用代表者(申請者)は、検温管理表の記入、管理を行い、2週間毎に教育委員会へ提出を行う
- 施設利用代表者(申請者)は、施設利用者から感染者が発生した場合に、利用者全員へ連絡がとれる体制を確保すること
- 施設利用代表者(申請者)は、感染が発生した場合は、行政機関による調査へ協力をお願いします。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
  - 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参すること(スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- 施設利用の際は、全て入口ドアを開放して使用すること。また、窓を開放したままで利用できる場合や、網戸が設置してある窓については常時開放すること。(トイレ・更衣室等についても同様)
- こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ゴミは、ビニール袋に密閉して持ち帰ること
- 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、3つの密を避けること

裏面へつづく

## ②利用者が運動・スポーツを行う際の留意点

### 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)

(※)感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当です。

運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

タオルの共用はしないこと

## ③その他

このチェックリストや体育施設の再開に向けたガイドラインに記載された事項を遵守できない利用者は、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の予約を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあります。また、以降の使用を許可しないことがあります。

利用再開後も新型コロナウイルス感染症の発生状況や、国、県の対応状況によっては、施設の利用停止措置や利用制限の変更等をお願いすることがあります。

問合せ先 山中湖村教育委員会 生涯学習グループ TEL : 62-3813 FAX : 62-9100
---